

令和3年総務企画委員会会議録

1. 招集年月日 令和3年3月12日
2. 招集の場所 可児市役所5階全員協議会室
3. 開 会 令和3年3月12日 午前11時16分 委員長宣告
4. 審 査 事 項
 1. 付託案件
 - 議案第24号 可児市税以外の諸納付金の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第32号 可児市及び可児郡兼山町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書を変更する条例を廃止する条例の制定について
 - 請願第1号 日本政府に核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書採択についての請願
 2. 出資法人の経営状況説明書について（報告）
 - (1) 一般財団法人 可児市公共施設振興公社
 3. 事前質疑
 - (1) 行政のデジタル化について
 4. 報告事項
 - (1) 令和3年税制改正について
 - (2) 市税等のモバイル決済による納付手続の開始について
 - (3) 可児市国土強靱化地域計画のパブリックコメントの結果について
 - (4) プレミアムKマネー事業について
 - (5) 動画による企業フェアについて
 5. 協議事項
 - (1) 議会報告会について
5. 出席委員 (6名)

委 員 長 天 羽 良 明	副 委 員 長 大 平 伸 二
委 員 亀 谷 光	委 員 富 田 牧 子
委 員 山 田 喜 弘	委 員 奥 村 新 五
6. 欠席委員 (1名)

委 員 田 原 理 香

7. 参考人
一般財団法人 可児市公共施設振興公社 事務局長 吉 田 隆 司

8. 説明のため出席した者の職氏名

企画部長	酒向博英	総務部長	田上元一
観光経済部長	高井美樹	総合政策課長	渡辺勝彦
総務課長	武藤務	税務課長	長瀬繁生
収納課長	後藤道広	防災安全課長	中井克裕
産業振興課長	河地直樹		

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会総務課長	梅田浩二	議会事務局書記	土屋晃太郎
議会事務局書記	林桂太郎	議会事務局書記	松倉良典

○委員長（天羽良明君） それでは、皆さん、時間より少し早いですが、ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

なお、執行部の出席については、新型コロナウイルス感染症対策のため必要最小限にとどめ、随時入替えをしていきますのでよろしくお願ひします。

なお、本日、田原委員、欠席の報告をいただいておりますのでよろしくお願ひいたします。これより議事に入ります。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てから、マイクのスイッチを押して発言をお願いいたします。

初めに、議案第24号 可児市税以外の諸納付金の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○収納課長（後藤道広君） それでは、資料番号1、議案の25ページをお願いいたします。それから、資料番号6、提出議案説明書のほうは2ページでございます。

議案第24号について説明させていただきます。

租税特別措置法の改正に伴いまして、延滞金の割合の特例に関する用語の見直しがありましたので、当該用語を含む市条例につきまして、文言の整理を行うものです。

別途配付させていただきました委員会資料1を御覧ください。

同法に準拠する条例といたしまして、可児市税以外の諸納付金の督促手数料及び延滞金徴収条例、可児市後期高齢者医療に関する条例、可児市公共下水道事業受益者負担金等徴収条例、可児市特定環境保全公共下水道事業受益者負担金徴収条例の4つであります。

改正の具体的な内容としましては、資料の表にありますように「特例基準割合」の用語を「延滞金特例基準割合」に改めるものです。また、特例基準割合の計算の前提となります告示された割合につきまして、「平均貸付割合」に改めるものです。

議案の25ページを御覧いただきまして、第1条の可児市税以外の諸納付金の督促手数料及び延滞金徴収条例の附則3を例に説明させていただきますと、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「規定により告示された割合」を「規定する平均貸付割合」に、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に改めるものです。ほかの3つの条例につきましても同様に、文言の整理を行います。

委員会資料1に戻っていただきまして、表の下、延滞金特例割合の計算の前提となります平均貸付割合の説明ですが、各年の前々年の9月から前年8月までの各月における銀行の新規の短期貸付約定平均金利の合計を12で割って得た割合としまして、各年の前年11月30日までに財務大臣が告示する割合となっております。

なお、今回の条例改正により、延滞金の計算方法等についての変更はございません。

施行日は公布日でございます。

議案第24号の説明は以上です。

○委員長（天羽良明君） これより議案第24号に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○委員（山田喜弘君） 文言の整理をしたということですが、例えば特例基準割合を延滞金特例基準割合ということにすると、どういうふうになるんですか。

○収納課長（後藤道広君） 文言の変更だけでして、内容的には何の変更もありません。

ただ、ほかの延滞金に係る特例基準割合と区別する意味で変更されたものと思われま

○委員（山田喜弘君） それはそれとして、ちなみに令和3年中の特例基準割合は何%になるんですか。

○収納課長（後藤道広君） 延滞金につきましては、地方税本則で年7.3%、または年14.6%の割合が定められているところ、低金利の状況を踏まえまして負担軽減の観点から特例による引下げが行われています。延滞金の割合の特例におきましては、それぞれ延滞金特例基準割合の、現在ですと平均貸付割合0.5%に1%足したもののなので、現在の割合でそれぞれ年2.5%と8.8%の割合まで引き下げられています。以上です。

○委員（山田喜弘君） すみません、もう一遍確認ですが、それって財務大臣の告示が0.5%に1%足すということではないということですか。

○収納課長（後藤道広君） 財務大臣の告示につきましては平均貸付割合についての告示になりますので、今年0.5%ということですか。

○委員長（天羽良明君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、質疑を終了します。

続いて討論を行います。

[「なし」の声あり]

それでは討論を終了いたします。

これより議案第24号 可児市税以外の諸納付金の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

ありがとうございます。

挙手全員であります。よって、議案第24号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第32号 可児市及び可児郡兼山町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書を変更する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○総合政策課長（渡辺勝彦君） それでは、お手元の議案配付資料1の55ページ、それから議案配付資料6の6ページを御覧ください。

議案配付資料6を見ていただきますと、議案第32号 可児市及び可児郡兼山町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書を変更する条例を廃止する条例についてです。

(1)の廃止趣旨といたしましては、可児市兼山地域審議会の設置期間の満了に伴い廃止するものです。施行日は令和3年4月1日になります。議案書のほうも同様の内容で書いてありますので、御確認をいただければと思います。

可児市と可児郡兼山町は、平成17年5月1日に合併をしまして今日に至っております。合併に際しまして、可児市及び可児郡兼山町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書を締結しております。これがお手元の本日の資料番号2の1枚目にございますので御覧ください。平成16年12月14日に結ばれたものでございます。

この協議書の第10条で設置期間が定められておりました。平成27年3月31日までとするというふうになっております。一方、市町村の合併の特例に関する法律では、合併に伴う新市の一体性の促進や合併に伴う特例措置が合併後10年後で終了することから、合併後の市町の一本化を促進し、新市の全体の均衡ある発展を図ることを目的に策定をいたしました新市建設計画は、10年間を計画期間として策定をしていました。これが平成28年3月31日で終了予定でございました。しかし、その後、法改正によりまして合併特例法の特例期間が合併後15年までと5年間延長することが可能となったため、当該新市建設計画、可児市では新可児まちづくりビジョンと言っておりましたが、これを変更して、計画期間を5年延長することとなりました。

計画を延長する際に、地域審議会の設置期間も併せて延長するというにしましたので協議書の内容変更をすることになりましたが、この協議書の内容を変更するには条例で制定する必要があるため、このときに可児市及び可児郡兼山町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書を変更する条例、これを制定いたしました。これが資料の2枚目についているものですが、これが平成27年4月1日適用し、地域審議会の設置期間を平成33年3月31日までと延長しました。これが令和3年3月31日になります。これが今年度末で本市の合併特例法の特例期間も終了しまして、新市建設計画の計画期間も終了するのですけれども、この条例は自動的に消滅をしないために、今回提出して廃止条例ということで廃止の手続を行うものとなります。以上です。

○委員長（天羽良明君） これより議案第32号に対する質疑を行います。

○委員（富田牧子君） この議案の趣旨は分かりましたし、そういう期間が来て終了するということだったんですけど、この地域審議会についてちょっとお尋ねしたいんですけど。

これまで、やっぱり可児市と兼山町の合併に伴っていろいろお話しもされたというふうに思うんですけど、この今の時点に立ってみると、例えば学校がもう複式学級になってしまったり人口が減ってきているとか、兼山の地域が本当にいろいろ、地域審議会の中でその地域の皆さんが要望とか要求とかをいろいろ出されたと思うんですね。

大きな計画はできたと思うんですけど、本当に生活の隅々に関するところの辺のやっぱり地域の人の思いというのは果たしてこの地域審議会の中で十分に酌み取られて、本当に可児

市に合併してよかったというふうに兼山の人が思えるような状況になるような地域審議会の話合いとか、そういうのは行われたのかなというのは、私はちょっといろいろ疑問に思っているんですけど、どうですかね。

○総合政策課長（渡辺勝彦君） 地域審議会ではいろんな話が行われてきたように、資料を見ると思います。それぞれ審議会を開催した頻度もいろいろですが、多いときは6回ほど開催されている年もあったように見ております。

当初は振興事務所があって、振興事務所も合併当時は3年ほどで終了するというところでスタートしたものがこの審議会の具申なんかも得て2年延長したというようなことも、審議会での議事の中で行われていたようです。兼山で行われるいろんな事業についても、当時いろんな話合いもされておりました。

それから、兼山で皆さんがどう思ってみえるかというのもいろいろあるとは思いますが、これまでにやってきたような事業としましては、やはり兼山の小学校の大規模改修とか保育園の耐震補強であるとか、そういったものも優先的にやってきておりますし、それから御存じのように美濃金山城の発掘調査を経て国の指定を受けたということで、そういったことにも力を入れてきておるようなことがございます。

それから、いわゆる市営住宅のほうでも改修を、兼山は割と優先的にやってきたというようなこともございますし、兼山の地形的に、非常に急傾斜地の際に建ってみえるので、そこら辺の急傾斜地の対策事業なんかも古城山地区とか盛住地区のそういった対応はかなり先んじてやっているのかなというふうに思っております。以上です。

○委員（富田牧子君） そういう事業はいろいろ分かりますけれど、本当に兼山の皆さんがどう思っているのかとか、そういうことは例えばアンケートしてみたことがありますか。どうですか。

○総合政策課長（渡辺勝彦君） 個々のアンケートというのはちょっと聞いておりませんが、今回委員もおっしゃられましたように、これはいわゆる合併特例法の中で制定された審議会ですので、制度的にも、合併後の一体化を促進して、それが一定の年数のうちに終了していくような位置づけになりますので、ある意味、合併前は兼山にいわゆる自治連というのがなかったんですが、今は兼山自治連合会というような形の中で、可児市全体の中ではそういう位置づけでやっておられますので、そういった形を通じて、いろんな地域の課題なんかは対応していくのが適切ではないのかなというふうには思います。以上です。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

では、議案に対する質疑のほうはほかにある方は。

○委員（亀谷 光君） 質疑というより意見ということで、兼山というところは御承知のように可児市より、ああいう歴史的背景とか地形的背景の非常に深いところなんですね。合併で我々は縁ができたんだけど、兼山に住んでいる方たちは自治連合会というのは、ある程度一過性の役員さんですね。それより、昔は兼山というところは、長年住んだ人たちが地域の思いを心に入れて議論する場所として、このものがあったんですが、これは解散するに替

わってですね。そういった可児市も、プロモーションしていこうという大きなあれがあるのならば、自治連合会は連合会だけ、それに要は話し合えるプラットフォームをつくったほうがいいかと思うんです。これに替わる、そういうものを頭に入れて、これはこれで条例的なことは処理するんですけども、そういう話し合いをするプラットフォームを市のほうで思案して、もちろん連合会と話してそういうものをおつくりいただくといい。

例えば、自治連合会というと、当然3年、4年の役員さんでチェンジされるけれども、もう少し長いスパンの考えを持つ、いわゆる、オーソドックスな言い方をするとまちづくり何とかということですね。兼山にはそういう背景的な方がたくさんおいでになるんだね。だから、可児市のまちより、むしろそういったところに縁が深いもんですから、そういったプラットフォームをつくるような、可児市で受皿をつくる提案をして、ぜひとも話し合いをする場所を条例的につくっていただきたいと思うんです。

これは私だけの意見ではありません。兼山へ行って、いろんなことで今回の……、話が飛びますけれども、森蘭丸の像が急にぱっとなくなったことで兼山の人たちがどんな思いをしたか、兼山だけじゃありませんけれども、そういったことを考えると、心のうちの部分を協議するプラットフォームをつくる方法を、行政のほうである程度考えてもらう、思案していただけんかなと思うんです。

私は私なりに意見を持っておりますけれども、そんなことも踏まえて、これはこれで解決するけれども、そういったものをぜひとも立ち上げてもらう方向でおっていただけないかなと思います。以上です。

○委員長（天羽良明君） 質疑というより、ちょっと提案というような形になりましたけれども。

ほかに質疑はございますか。

○委員（山田喜弘君） これは条例を廃止にして、可児市にとっての影響と、新市の一体化ということについて、どのような影響があるのかちょっと教えてください。

○企画部長（酒向博英君） 御承知のとおり、新市の一体化につきましては、新市建設計画に基づいてこれまでずっと行ってきたわけでございます、それに基づいた事業というのは100%できたかどうかという部分はあるかもしれませんが、その時期がこの15年間をもって過ぎたというふうに認識しております。

ですので、あとはもう、今亀谷委員から御提案というか御意見をいただきましたけれど、可児市の兼山地区という一つの地区として、やはりほかの地区ともバランスを、市のやり方としては、同じバランスを取った形でやっていくということになるかと思います。

兼山地区の今、歴史的なものとかそういったことについては、やはり行政からというよりは、やはり一番大事なのはその地域に住んでみえる方たちが自分たちをどういうふうにしていきたいかで、そこがやっぱりスタートしないと長続きもしないと思いますし、そういう機運があって、目的を持ってそういう活動、中心になる方たちがいろいろ話し合われた中で、その提案を受けて、市のほうがどういう支援ができるかということがやはり大事だと思いま

すので、特に、兼山は地元に着した連絡所がございまして、そういったところへいろいろ相談をして、そして市としてのどういう支援ができるのか、どういう事業としてできるのかとか、そういったことを考えていくことが大事かなというふうに思っております。以上です。

○委員長（天羽良明君） ほかに質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

発言はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、討論を終了いたします。

これより議案第32号 可児市及び可児郡兼山町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書を変更する条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第32号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の都合により暫時休憩いたします。執行部の方は御退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時41分

○委員長（天羽良明君） それでは、委員会のほうを再開させていただきます。

次に、請願第1号 日本政府に核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書採択についての請願を議題といたします。

初めに、事務局に請願の朗読をさせます。

○議会事務局書記（土屋晃太郎君） では、朗読いたします。

2021年2月9日、可児市市議会議長 澤野伸様。

日本政府に核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書採択についての請願。

請願者は、岐阜県被爆者の会可茂支部支部長 河原賢三様と新日本婦人の会可児支部支部長 小林宏子様です。紹介議員は、富田牧子議員と伊藤健二議員でございます。

請願の趣旨ですが、2017年7月の国連での「核兵器禁止条約」の採択以来、ローマ法王の「戦争目的の原子力使用は犯罪以外の何物でもない」というメッセージや、ICAN（核兵器廃絶国際キャンペーン）のノーベル平和賞受賞、そして何よりも命をかけて「被爆体験は私たちが最後に」と訴える被爆者の声が世界中を動かし、国連創立デーの10月24日、「核兵

器禁止条約」が条約批准50か国を超え、2021年1月22日に発効されることになりました。この条約によって、歴史上初めて、「核兵器は違法」とする国際法ができたこととなります。

残念ながら日本政府は、核を保有するアメリカの政権に協力し、条約締結の国連会議にも出席せず、菅政権も条約批准に後ろ向きの姿勢を取っています。核兵器のない世界を望む国内外の広範な世論に対して応えて、唯一の戦争被爆国である日本は率先してこの条約の批准に取り組むべきではないでしょうか。全国平和首長会議も、条約採択の後すぐ「核兵器禁止条約の早期発効を求める特別決議」を提出されています。全国では494自治体（県は岩手・長野・三重・沖縄・鳥取の5県）が意見書を提出していますが、今回の条約発効を受けて、国に意見書を提出する市町村県議会も増えると予想されています。

可児市議会におかれましても、「核の傘」に固執し、核保有国を意識した態度を取る国に対して、一刻も早く「核兵器禁止条約」へ国の参加を求める働きかけをお願いいたします。日本は核兵器を保有していません。核兵器を持たない国と足並みをそろえるべきです。

請願項目。

1. 日本政府が核兵器禁止条約に署名・批准することを求める意見書を国に提出されるようお願いします。

以上でございます。

○委員長（天羽良明君） それでは、紹介議員の説明を求めます。

なお、紹介議員は委員に対し質疑をすることはできませんので御了承願います。

○委員（富田牧子君） 長時間にわたって、朝から御苦労さまでございます。

核兵器禁止条約のこの請願、ぜひ採択を願いたいと思って発言するものですが、まずこの核兵器禁止条約がどういうものであるかということですが、これは明確に明白に、核兵器が違法であると規定しております。そして、この核兵器禁止条約の前文では、核兵器は国際人道法の原則と規定に反していると述べております。このことによりまして、核兵器は国際法違反になりました。1月22日にこの条約が発効いたしましたので、明確に核兵器が国際法違反ということになったわけです。

そして、この禁止条約では、禁止したことを勧めることも、核兵器を使ってほしいと要請することも駄目ということでございます。また、他国の核兵器を配備することも駄目ということになりまして、今、ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダ、トルコにアメリカの核兵器が配備されております。しかし、条約に参加したら共同の核攻撃作戦はできなくなるわけです。今、ベルギーで2019年に野党連合政権、実にすばらしい、閣僚は男女同数ということでございますけれど、こうした野党連合政権ができて、ベルギーではこの核兵器禁止条約で軍縮を進める方法を検討すると発表いたしております。また、ロシアはカザフスタンに核弾道ミサイルの実験を行っておりますけれど、今度、カザフスタンが批准をいたしましたので、もうロシアはこのカザフスタンで核弾道ミサイルの実験を行うということができなくなります。条約が禁じる開発の援助になりますから、こうしたことはカザフスタンではできないということです。

ですから、批准国が本当に世界に広がると核保有国の戦略はもう綻んでいくということで、いかに核の傘があるといえども核を使えないという状況になっていくのは、もう明白ではないかと思います。

今年、NPT（核不拡散条約）の再検討会議が、本当は去年、5年に一遍ですので去年行われる予定でしたんですけど、コロナ禍でできなかったということです。この核不拡散条約再検討会議って一体何を言っているかという、例えば2000年のとき、核保有国も入っておりますね、もちろん。そうしてこの会議の中では、自国の核兵器の完全廃絶を約束しているんです。最終文書で全会一致で採択されております。ただそれを先延ばししているという状況です。2010年も核兵器のない世界を達成し、維持するために必要な枠組みを確立するための特別の取組を行うという、このことも全会一致で盛り込まれております。核保有国は、本当にこうしたNPTでこういうことを約束しているわけですから、ぜひこの制約を履行して前進してほしいですし、日本がやっぱりこの核兵器禁止条約の批准をして、それこそ核保有国との間で自国の核兵器の完全廃絶に向けてぜひ努力してくださいということで橋渡しをしてもらおうということが、今本当に重要なことになっているんじゃないかと思うんです。

そうはいっても本当に核はなくなるのかという意見もあると思うんですけれど、1997年に対人地雷禁止条約というのができました。この当時は、年間2万4,000人がこの地雷の犠牲者になっておりました。この条約には、大国は加わっていないんです。カナダとニュージーランドとアイルランド、オーストラリアなどがやっておりましたけれど、今もアメリカ、ロシア、中国、インド、イスラエルはこの対人地雷禁止条約に入っていないんですけれど、今、対人地雷の生産・使用しているのはミャンマーだけです。ロシアも中国もアメリカもこの対人地雷は生産していないということで、やっぱり使ってはいけない兵器だという認識が本当に広がっていく中で、生産する企業とか金融機関、金融機関からお金を借りてこの軍事産業が兵器を造るというわけですけども、そういうことも金融機関でも、使ってはいけない兵器にお金を出してそれを開発するのかということで、世界からいろいろ言われるということで、もうこうした認識が一般市民に共有されることで事実上、この対人地雷の生産はできないものになりました。それから、2008年にクラスター爆弾の禁止条約もできております。このクラスター爆弾というのは、上から飛んできて、それこそ小さい爆弾が子や孫みたいにいっぱい出てくる殺人爆弾ですけど、これも禁止条約で禁止をされております。そして、今本当に一番大きな殺人兵器である核兵器、これを禁止する条約がようやく発効したということです。

ぜひ、私は日本政府も参加してもらって、本当にさっき言ったような橋渡しの役をして、NPTでどの国も核兵器の完全廃絶というのは約束しているわけですから、それを一日も早く実現できるようにぜひ日本政府に頑張っていただきたいというふうに思っております。

あと核兵器禁止条約では、被爆者とか核実験被害者への援助とかそのための国際協力も義務づけております。日本の被爆者援護やビキニでの核実験被害者の救済にも大きな後押しになるのが、この核兵器禁止条約です。ぜひこの署名と批准を政府がやるようお願いをする

ものです。以上です。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

それでは、質疑を行います。

質疑のある方は挙手をお願いします。

ございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、可児市議会基本条例第12条に規定する自由討議を求められる方はお見えでしょうか。

〔賛成者挙手〕

亀谷委員、1人。自由討議をやるということでもいいですか。分かりました。

ただいま亀谷委員から自由討議の動議が出されましたが、これに賛同される方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

それでは、自由討議といたします。

自由討議のある方は挙手をお願いいたします。

○委員（亀谷 光君） それでは、少しお時間をいただいて討議をしたいと思うんですけども、提案者の富田議員、ありがとうございます。

私は、自由討議の中で少しこういっためちゃくちゃ大きな問題だと思うんですね。こういった意味の中で一つ昨日、3.11の天皇が11分20秒ぐらいのスピーチをされたんです。私もタイムリーに初めて、天皇があんな長い話をするなんて初めてです。長くて大体2分、それが何と10分辺り。これには、一番の元はその核という問題が大きな問題ということにあると結論、遠巻きにですけども、天皇がそういったことを言っておられたかなというふうに実感しました。

今日、我々の委員会がここであるもんですからね、これまたタイムリーなことになると思うんですが、私もこういった件については非常に勉強はまだ足りませんが、東大の小沼通二という科学的に見た人類、科学的に見た核というものはどうかというのを、本をずうっと読ませていただいておりますが、最近になってこの方のことが新聞に報道されたんです。去年、共同通信から。それを見ますと、根本的にやってはいかん、あつてはならない、造っちゃいかん、人間は触っちゃいかんということなんです。が、しかし、我々は議員としてこれを国の力で、あるいは政治の力でとどめを刺さなきゃいかんかと思っています。

僅か4年ほど前ですが、前総理の小泉純一郎総理が岐阜県へ来て講演をされた。いきなりもう、当然、今おっしゃるようになっていくんだと。これいかにないと、日本どころじゃないという話は御承知かと思うんですけども、今回の御提案の中に一つ非常に奥が深いもんですからこの請願を認めるか認めんかという議論をするんですけども、私はこの議論については、ある紹介議員として立ってくださった伊藤議員、富田議員、いいと思うんですが、これ

は1,700くらいある日本の自治体の中で、やはりこういったものを膨れ上がっていくには、やはり少数の請願者でなくて議員の中で、議員にはやっぱり会派もあるでしょう。サークルもあるでしょう。思いもあるんです。そういった方の中でやっぱり数をしっかりつかんだ上で、可児市議会として大上段に振りかぶってすべきかなと。そうすると実るのではないかと。岐阜県でもたしか6つの議会で承認をされました。このところの議長さんにもちょっと知っている方があったもんですから、いろいろとお伺いしました。結果的に、まず提案をしようという提案ですけれども、私自身、可児市議会としてはやっぱり全国に千五、六百ある議会と共にやっていくには、請願の段階で1人、2人の請願でなくて、やっぱり会派でありそれぞれの議員で検討して請願をつくりあげて、そして本会議に提案するということがいいのではないかと。

たしかこれは2度目です。以前も出してくださったときにはそこまで煮えず、玄関払いのような状態で富田議員、たしか伊藤議員も一緒だったと思うんですけれども、玄関払いの状況でした。今回は、そういったことで第2ステップで、ここでもう一つこの提案については私は賛成・反対ということより、その紹介者の、つまりここに請願に上がる前での熟議をもう一度すべきじゃないかと。それでもって議会として受けて、全会一致というぐらいで、国に今の菅総理が現役であればそのうちをお願いをします。これは、今まで持っていくものでないと効き目がいいのではないかと。これも私もそう思いますけれども、経験のある採択された議会の議長さんも、当然、大事なことから採決をやられたんですけど、そんなこともコメントもあったもんですから、これはそんなことでちょっと一言御意見を申し上げただけけれども、以上です。

○委員長（天羽良明君） ほかに御意見ございますか。

○副委員長（大平伸二君） 自由討議ということで、この意見書採択についてということなんですけれども、ここちょっと資料を事務局のほうから出していただきまして、5年前の総務企画委員会のときに審議されていまして、そのときは亀谷委員が言われたように、時期尚早だという形で不採択という扱いになっています。それからやはり5年たって、社会的、世界の流れも大分変わってきて、先ほども御紹介がありましたように県内でも採択して意見書を出すという動きが市町村議会の中でも出ておるところで、やはり今この核兵器というものに対して、現状は大変、皆さん認識が平和的な認識になられたという時期が来ているのではないかというのは実感しております。私からは、自由討議で以上です。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

ほかに御意見はございますか。

○委員（山田喜弘君） 平和を求める意見は、今大平委員も言ったように広がってきていると思いますけど、社会情勢という部分でいうと、安全保障の面でいえば、北朝鮮なんか核を保有して本当に日本海を越えたらすぐ飛んでくるという状況、その厳しさのほうも前回よりも変わっているんじゃないかというふうに思っております。

そんな中で核抑止に頼らざるを得ん日本については、この条約締結に向けて進んでいくと

いうのはなかなか難しいというふうに考えております。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

ほかに御意見はございますか。

○委員（奥村新五君） 委員会の人数が、田原委員が今日体調不良ということで、ここで委員会としての結論を出されるわけですか。

○委員長（天羽良明君） はい、出します。

ほかに御意見ございますか。自由討議のほうはよかったですか。

[挙手する者なし]

それでは、ちょっと12時を越すかもしれませんが、この案件は採決までやりたいと思います。

それでは、これから討論を行いたいと思います。

最初に反対のほうから、反対、賛成というような形でやっていきたいと思いますので、最初に反対のほう、討論をお願いしたいと思います。

○委員（亀谷 光君） 反対討論ということで申し上げます。

先ほど自由討議のときにもしましたように、目的としてはなすべきことは完結しなきゃならんけれども、いわゆる紹介をする、この議会でテーブルにのせる段階で、紹介議員をせめて7人、会派あるいは1人会派、会派委員、それぞれそういったことできちっと上げてくるのであれば、そういうことの根回しができるだけ早くでいいんですけども、そういった暁にやはり再討論をして採決したほうがいいかと。

今回は、そういった意味で私のほうは、反対討論というか、中身は賛成でありますけれども、紹介をする議員の心が一になって全会一致ぐらいに持っていく状況をつくっていくということでもって、反対ということにさせていただきたいです。以上です。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

次に賛成のほう、大平委員お願いします。

○副委員長（大平伸二君） 私は賛成の立場で討論させていただきます。

まずもって、反対の理由というのは皆さん、5年も前からもうずっと議論されてきておるんですけども、核の抑止力、近隣国の脅威があるから、それが理由になっておる。それから同盟国米国という理由で反対されるんですけど、この核の平和利用と核兵器というのは全く内容が違うという認識を持ってまして、核兵器というのは地球の最終兵器だという理念が大事だと思うんです。地球の中に人類だけが生きているわけじゃなくて、全ての生命を焼き尽くすというのが核なんです。核兵器なんです。

それをなぜ反対できないのかというのが僕が賛成する理由でございます。以上です。

○委員（山田喜弘君） 核兵器禁止条約は、核兵器を初めて禁止した画期的な国際法規範であります。これまで尽力された方々に対しては敬意を表したいというふうに思います。また、条約を貫く核の非人道性という立脚点は同じような悲劇を二度と繰り返さないという決意の下で、長年にわたり核の実相を語り継いできた被爆者の熱意の結晶でもあります。

唯一の被爆国である日本が核兵器のない世界に向けた取組はしていかなければならないというふうに考えておりますが、しかし、核兵器禁止条約は核兵器の実験・生産・保有・使用だけでなく、使用の威嚇を禁止し、核保有国だけでなく非保有国によるこれらの行為の介入などを禁止する、核抑止をいかなる場合も否定する内容であります。ここに日本政府が核兵器禁止条約に署名・批准できない大きな理由があると考えております。

また、核ミサイルを既に多く保有する北朝鮮など、厳しい安全保障環境から日本国民の生命・財産を守るためには、現状では米国の核抑止に頼らざるを得ず、この日本政府の対応には一定の合理性があるというふうにも考えております。

そういう意味で、今日本は核兵器国と非核兵器国の溝を埋めるための「真の橋渡し役」をしていくのが大事ではないかというふうに思います。またそのために、その間、橋渡しをしている間に日本自身が署名・批准できる環境づくりにも日本は取り組んでいかなければならないということを考えております。

よって、今すぐこの核兵器禁止条約に署名・批准することには反対をいたします。

○委員（富田牧子君） ずっと核の抑止力ということが言われておりますけど、核の抑止力とは一体何でしょうかね。いざとなったら核兵器を使うから黙っているというのが核の抑止力です。核の抑止力は、必ず核兵器は最終的には使うという、その意思の下にあると私は思っております。そうじゃなかったら抑止力になりませんもんね。だから本当に、被爆国になった日本がそんな論理に賛成していいのかということをしごく思います。

幾ら北朝鮮の問題があったとしても、まず核に頼るという、核の抑止力で日本を守ってもらうと思うその気持ちが本当に私は大変残念な気持ちです。

被爆国の日本としては、本当に一日も早く、世界からどの国からでも核兵器がなくなるということを願うのは当然で、そのために行動を起こすのは当然のことではないでしょうか。そうでなかったら、せっかくこれまで運動して、ようやく核兵器禁止条約が国際的にできたということで被爆者の方たちの大きな願いがせっかくここまで来たのに、それを阻むような日本政府の態度というのは本当に許すことができないと思います。

それから、先ほど、たくさんの方が請願の紹介議員にならなきゃいけないという論もあつたんですが、実は、この方たちは全議員さんに一応請願の紹介議員になっていただけないかということをお願いをされております。たまたま、いろんな都合でちょっとそれは残念ですけどできませんというような皆さんのお言葉もありまして、私と伊藤議員が紹介議員になったわけです。請願は紹介議員が1人あればできることですから、たくさん人数を集めなきゃいけないとか、そんなことはとんでもないことです。

そんなことは私は言っていたくないというふうに思いますが、そういうことで、ぜひ、この請願を採択していただけるようお願いいたします。

○委員長（天羽良明君） 奥村委員も討論がありますか。

○委員（奥村新五君） 現実と現状を見て、私は賛成し難いということです。

○委員長（天羽良明君） ほかにございませんので、これで討論を終了いたします。

これより、請願第1号 日本政府に核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書採択についての請願について採決いたします。

挙手により採決いたします。

請願第1号を採択とする方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

ありがとうございます。

挙手少数であります。採決の結果、請願第1号については不採択すべきものと決定いたしました。

それでは、以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。本日審査しました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任をいただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

これで議事の都合により休憩とさせていただきます。1時15分ということで、再開をお願いしたいと思います。

休憩 午後0時10分

再開 午後1時10分

○委員長（天羽良明君） それでは、会議を再開いたします。

続きまして、議題2. 出資法人の経営状況説明書についてを議題といたします。

本日は、参考人として一般財団法人可児市公共施設振興公社より事務局長 吉田隆司さんに御出席をいただきました。

それでは、説明をお願いします。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（吉田隆司君） よろしくお願ひいたします。

それでは、資料番号の14、それから、本日お配りさせていただきました、これは市のほうでお作りいただきました令和2年9月10日の総務企画委員会で配付された資料でございますけれども、この2点をもって説明させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

まず資料番号の14、令和3年度の事業計画書及び収支予算書の1ページをお開きいただきたいと思ひます。

令和3年度の事業計画でございますけれども、こちらに記載させていただきましたように一般財団法人可児市公共施設振興公社は、平成2年3月25日に設立、その後、可児市等が設置する、可児市等というのは、可児市と現在でいきますと可茂衛生施設利用組合という2つでございますけれども、そこが設置する施設の管理運営を行ってまいりました。ところが、令和3年度、来年度でございますけれども、可児市等から受託する業務が全くなしとなってしまいました。そうになってしまいましたので、公社の定款第37条及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第202条、こちらの規定に基づく事業の成功の不能ということに該当

します。それで、令和3年3月31日をもって公社は解散するということになりました。

なお、公社は令和3年4月1日から清算法人へと移行しまして、債権債務の整理や財務財産の処理等事務を行った上で、清算結了登記をもって消滅することになりますということでございます。

少し詳しく説明申し上げますが、本日お配りしました令和2年9月10日の総務企画委員会の資料を御覧いただきたいと思っております。

昨年度、市のほうから説明いただいたと思っておりますが、2のところでは事業の実績が書いてございます。

もともとは、平成2年、この時点で勤労者総合福祉センター、いわゆるLポートでございますけれども、こちらの管理運営、こちらのほうから公社というのが立ち上がってまいりまして、記載のとおり様々な事業を実施してまいりました。最近でいいますと、9番にあります学校給食センターの給食調理事業、こちらにつきましては平成7年から令和元年度まで事業を可児市からの受託ということで行ってきておりまして、金額規模でいきますと2億4,000万円ほどの受託事業で行ってきまして。それから12番、これも保育園の給食調理事業でございますけれども、同じように給食調理ということで、これも令和元年度まで行ってまいりまして4,300万円ほどの受託規模ということでやってまいりましたが、令和元年度でこの2つが終了ということになってしまいました。

令和2年度につきましては、⑩に記載しておりますわくわく体験館の管理運営事業、これは可茂衛生施設利用組合からの受託ということになっておりますけれども、6,700万円ぐらいの規模で5年間の指定管理ということで受けてまいりましたが、これちょっと数字が入っておりませんが令和2年度で終了ということでございます。

したがいまして、事業が全てこれで終了ということで、令和3年度は受託する事業が全くなしという状況でございます。

この資料の一番下に書いてありますように、市から新たな業務委託や指定管理の指定を行う予定はないということでございまして、市のほうからも事業を委託する予定はないということでございますので、そういった関係から公社につきましては、先ほど申しましたように事業の成功の不能ということで令和3年3月31日をもって解散という運びになっております。

資料戻っていただきまして、1ページの2のところでは解散ということですが、解散がどのようなスケジュールをもって進んでいくかということで、案をちょっとつくらせていただいております。

令和3年2月5日、これも既に終わりましたが理事会を開きまして、公社の理事会におきまして解散の承認を得ています。次に3月19日、これはまだでございますけれども、評議員会を開催いたしまして、ここで解散の承認を得るというそういった予定になっておりまして、正式には評議員会の決議をもって解散が認められるということになっておりますので、現時点での説明としては、評議員会で可決するであろうということを前提の下での説明とさせていただきます。

続きまして、3月31日が解散となりまして、4月1日からは清算法人に移行という形になります。ずうっとその下に書いてありますが、登記とか官報掲載とかやっけていまして、最終財産等の引渡しを行い、令和3年10月中旬に最終評議員会を開いて決算報告書の承認を得、清算確定処理を行うと。11月下旬に登記を行って、結了登記をして解散・消滅と、こういったようなスケジュールで行っていく予定としております。あと半年ぐらいかけて公社は登記上消滅するというようなスケジュールを組んでおります。

続きまして、2ページ、3ページには令和3年度の収支予算の関係をつけさせていただいております。

3ページを御覧ください。

こちらが予算の内訳書になっておりまして、左のほうから経常収益という欄を見ていただきますと、今説明申し上げましたように経常収益はゼロということでございまして、公社といたしましては、今年度の例で言いますとわくわく体験館、こちらの利用料の収益と指定管理ということで、それから可児市からの公共団体補助金ということで、これで収入を得ていたわけですが、これは全くゼロと、令和3年度ゼロということになります。

それから、その下に経常費用ということで書かせていただいております、②のところに管理費というものがございすけれども、管理費191万4,000円ということでございす、こちらにつきましては評議員会を令和3年度も開く必要がありますので、そういった関係の役員の報酬、それから会計処理で会計の締めをする必要がありますので、会計のシステムの借り上げ料とか会計士の顧問委託料、あるいは登記に係る費用、そういったものを組み合わせていただいております191万4,000円ということでございす。

これが費用ということでかかってしましますが、収益がありませんのでどうやって対応するかということでございす、その下を見ていただきますと一般正味財産の期首残高が558万5,000円ということで、これ今年、令和2年度が終了した時点での剰余金なんですけどこれが恐らくこれぐらいあるだろうということで、この剰余金を使って191万4,000円に対応するというようなこととしております。したがって、剰余金からその190万円ぐらいを引くと360万円ぐらいが最終的に残るのではないかと、そういった予算でございす。

それから、一番下には指定正味財産、これ1,500万円資本金なんですけど、資本金で1,500万円はそのまま残るであろうということにしております。最終的に、財務財産の処分につきましては評議員会のほうで決定されるわけですが、基本的な考え方としては、資本金を出しているのが可児市が100%出資という会社でございすので、可児市のほうになるのではないかと考えております。説明は以上でございす。

○委員長（天羽良明君） 御説明ありがとうございました。

それでは、質疑を行います。

質疑のある方は。

○委員（富田牧子君） 御苦労さまでございましたね。

すみません、この職員状況のところ5人でうち2人は市から派遣ということで、3人あ

と市以外の方がおられるんですけど、ここが閉じたらこの方たちはどうなるんですか。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（吉田隆司君） 議員さんおっしゃられましたように、2人は市からの派遣ですのでこれは市のほうで行き先を考えていただくということでございまして、残りの3人につきましては公社の職員でございますので、3月31日付をもって整理解雇という形で解雇という形になります。これは、昨年度も給食センターの事業を閉じたときに60人ほどの職員を解雇という形になってしまいましたが、そちらのときと同じような状況で、次の仕事を公社としてしっかりあっせんできるようなという形で考えておりまして、1つの方法といたしましては、わくわく体験館の管理運営というのが、今は公社ですけど来年違う会社になりますので、その違う会社、そちらにまずは紹介をするということで動いております。

ただ、次の会社も3人全員を採用してくれるかというところではないので、今のところ内定で1人決まっておりますけれど、あと2人の方につきましては、去年も行いましたように公益財団法人産業雇用安定センターというそういう機関がございまして、その機関で紹介してもらえるとということでございます。そちらの機関につきましては、マンツーマンで次の会社のことをいろいろ紹介してくれたりしますので、そちらを使って何とか、いい次の職場が見つかるようにということで公社のほうも考えて動いております。以上でございます。

○委員長（天羽良明君） ほかに質疑はございませんか。

○委員（山田喜弘君） その3人の人ってプロパーで雇用保険に入っておったんですか。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（吉田隆司君） はい、公社の正職員でございまして、雇用保険には加入しております。

○委員（山田喜弘君） そうすると、雇用保険、失業保険をもらえるということですか。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（吉田隆司君） そのとおりでございます。

○委員長（天羽良明君） ほかに質疑はございますでしょうか。

○委員（山田喜弘君） 令和3年で約190万円支払うのに1,500万円は定期か何か持っていたんですよね。そうすると、550万円というのは普通預金か何かで持っておった金額でしたか。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（吉田隆司君） これはつまり剰余金ということで、普通預金で持っているものが実は今年度900万円ぐらい今年度当初でありまして、実は今年度決算をするときに多少、今コロナの関係で収支が非常に厳しいものですから剰余金のほうから捻出し、残りはこの500万円ぐらいが残るであろうという、そういった試算の下で出した数字でございまして、普通預金で持っておりました。

○委員長（天羽良明君） ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、質疑を終わります。

参考人の吉田事務局長はありがとうございました。御退席ください。

では、暫時休憩といたします。

休憩 午後1時26分

○委員長（天羽良明君） それでは、会議を再開いたします。

3番目、事前質疑について、行政のデジタル化についてを議題といたします。

質問者の富田委員、質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（富田牧子君） お願いします。

今、9月にもデジタル庁がつくられるということで国のほうもそういう動きになって、日本のデジタル化は本当に遅れておるといような話も聞いたんですが、今、予算説明の中で県と共同でシステム開発をしているという話がありましたけれど、私自身としては、皆さん知っておられるか分らんけど、現在のところ、どの分野でどこまでデジタル化ができて、それがどうつながっているのかという、そして、今後どのようなまたそれがつながっていくのかということが分かりませんので、図解で分かりやすく説明していただきたいということです。私がこれを説明してほしいと言った趣旨はそういうことでございます。よろしく願いします。

○委員長（天羽良明君） では、この件に関して執行部の説明をお願いします。

○総務課長（武藤 務君） 行政のデジタル化ということで御質問いただいておりますが、説明は主に2種類に分けてさせていただきます。1つは行政のデジタル化、もう一つは住民サービスのデジタル化と分けて説明させていただきます。

まず、行政のデジタル化について、お配りした図を基に説明させていただきます。

なお、図の一番下にも書いてありますが、ネットワーク構成図は市のセキュリティー状況をお知らせしている図でもありますので、セキュリティー上の危険が生じるおそれがありますので、当説明終了後には回収させていただきたいと思っておりますので御協力よろしく願いします。

議員から、事前にネットワーク構成に関して図解での説明を求められておりますので、このネットワーク構成図に基づいて概要を説明いたします。

お手元の可児市のネットワーク三層分離（イメージ図）を御覧ください。

図の下のほうにそれぞれ肌色で囲まれている部分がありますが、そのエリアが市の庁舎中のイメージで、それより上の部分、青色で雲のように囲われた部分がクラウドという外部にあるネットワークやシステムを表しています。ちなみに、クラウドという言葉をよく使いますが、今申し上げましたとおり、直接機器やシステムを整備しなくてもネット環境を通じて外部からサービスを受けられるといった考え方です。

では、具体的な説明に入ります。

ネットワークの状況についてですが、図にございますとおり市のネットワークは外部インターネット、職員（LGWAN）系ネットワーク、住民情報系ネットワークの3つのネットワークに分離して運用しています。これを三層分離といいます。この三層分離とは、業務に利用するデータの重要性や各システムなどに応じてネットワークを物理的、または論理的に

分離し、セキュリティーを高める仕組みです。

それでは、それぞれのネットワークについて説明します。

図の一番左側、外部インターネットは、一般社会にあるインターネットと接続している空間です。いわゆる家庭でインターネットに接続しているようなイメージです。コンピューターウイルスが入ってくるとすればこのネットワークから侵入してくることが考えられますが、図を見ていただいているとおり、インターネット、ちょっと一番上の星のような形になっているような空間になるんですが、インターネットを経由して市の職員端末、真ん中のネットワークの下に職員端末約750台と記載してあるところにつながろうとすると、県セキュリテイクラウド、これちょうど予算決算委員会でも質問がありましたけれども、これが岐阜県が運用して可児市も入っていますけれども、岐阜県のセキュリテイクラウドといわれているものです。これを通過し、侵入検知・防御をしているIPS・IDSを通過し、さらに職員端末があるネットワークとは分離されておりますので、基本的には職員端末までウイルスや不正アクセスが侵入してくることはありません。

図の真ん中、職員（LGWAN）系ネットワークは、職員がふだんの一般的な業務として文書などを作成したり、それを保存したり、また職員掲示板で職員間の情報共有をしたりしている空間です。業務を行うのに必要なシステム、サーバーが構築されております。職員が自席にあるパソコンを立ち上げると、このネットワーク上でパソコンが立ち上がります。このネットワークは、図の上に行政専用ネットワーク（LG-WAN）と記載されております。LGWANとはLocal Government Wide Area Networkの略で、この行政専用ネットワークの先には他市町村、県、国の職員と直接つながっているイメージとなります。行政機関内の情報のやり取りは、先ほど説明した外部インターネットを経由することなくできる仕組みとなっております。

図の一番右側、住民情報系ネットワークは、まさに市の基幹情報を取り扱っているネットワークになります。ここでは、さらに市内部で3つのネットワークに分離しています。

中でも、図の一番右側の一番左側の岐阜県行政情報センターにつながっているネットワーク、この図でいいますと総合基幹情報システムと書いてあるところですが、これになります。ここが市で最も重要な住民情報を取り扱っているものです。ここでは住民情報システム、税金システム、福祉医療システムなどが運用されています。このネットワークには、専用端末約200台が接続しています。こちらを利用する職員は限定されており、事前に個人情報保護の遵守事項誓約書に自署したものを提出し、指紋登録した職員のみが、業務に必要な最少の情報だけを利用できるようになっています。

次に、その右側、真ん中のネットワークについては、マイナンバーによる情報連携を行っているネットワークになります。専用端末は中間サーバーに接続しています。この中間サーバーを介して、全国の市町村などと情報連携しています。中間サーバーのデータは、情報センター、図で申しますと、先ほど申し上げた総合基幹情報システムから、データ転送により毎業務終了後、最新のデータに書き換えています。庁舎内には5台の専用端末があり、こち

らも生体認証、この場合は指紋ではなく静脈認証によりログインすることができます。

一番右側の住民基本台帳ネットワークにつながっているネットワークは、住民の転入・転出情報の連携を行っているネットワークになります。市への転入者があった場合に、このネットワークを利用して住基コードやマイナンバーの確認をしています。このネットワークには、現在7台のパソコンが接続しております。職員がこのパソコンにログインする場合も、生体認証が必要となります。

これが市のネットワーク全体像になります。

次に、このネットワークの災害に備えた対策について説明します。

業務で使用する様々なサーバーは、全てが市役所3階の総務課の隣にあるサーバー室に格納されています。この部屋は外部からの入室が制限されており、自由に出入りすることはできません。

まず、火災に対する備えとして、サーバー室には二酸化炭素消火器などを備え、対策しています。また、停電時に備え、全てのサーバーに無停電装置を備えておりますので、10分程度の停電に耐えることができます。これらの無停電装置は市の発電機からの電気供給が受けられる電源を使用しておりますので、発電機が稼働すれば、電気供給を受け連続稼働が可能になります。

それでは、行政のデジタル化の今後の見通しについて説明します。

先ほど議員からも御紹介がありました、今国会にデジタル関連法案が提出されており、その中の一つに地方公共団体情報システム標準化法があります。これは、各自治体がばらばらに整備してきたシステムの統一を図るもので、住民記録、税、社会保障などの主要17業務のシステムを5年間かけて仕様を統一するものです。これら17業務については、国、つまりこの場合J-LISといった地方公共団体情報システム機構といったものがあるんですが、そこが用意したクラウドシステムで管理するといったことになります。

この図で申しますと、図右側の住民情報系ネットワークに総合基幹情報システムというものがございまして、ここで市の基幹情報を管理していますが、このシステムの中の17業務のシステムが、すぐ右の緑の枠、J-LIS側に組み込まれていくということになります。このことにより、国と地方のデータ共有やコスト削減に期待できるとされています。

続きまして、住民サービスのデジタル化について説明させていただきます。

国においては、2020改定版デジタル・ガバメント実行計画の中で、行政サービスの100%デジタル化を目標に掲げています。つまり、全ての行政手続がオンラインで完結できるよう目指しております。

可児市におきましても、国のデジタル化推進の動きに合わせて、行政手続のデジタル化を進めてまいります。既に幾つかの手続についてはオンライン化が完了し、運用されております。国が運用しているびったりサービスでは、現在、妊娠・出産・子育て・高齢者介護の分野で14手続がデジタル申請できるようになっています。

次に、住民サービスのデジタル化の今後の見通しにつきましては具体的に申し上げられる

ことはございませんが、国においてはマイナンバーカードの普及促進、マイナポータルの活用などによる地方公共団体の行政手続のオンライン化、A I ・ R P A の利用促進といったことを掲げています。市としましては、国や県と連携して行政手続のデジタル化に取り組んでまいりますので、具体的な対策については今後示されるものと考えております。以上になります。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

質疑のほうはありますか。

○委員（富田牧子君） ありがとうございます。

今年の春から健康保険証の代わりにマイナンバーを使ってやれるというふうなこと、やれないところもありますけど、やれるというところが出てきましたけど、それはこの図でいうと総合基幹情報システムがマイナンバーに直結するというそういうふうに、それと同じだと考えればいいんですか。

○総務課長（武藤 務君） マイナンバーのシステムが、この総合基幹情報システムに直接つながるということはありません。やはり、これのデータの基になるものの写しなりが、ここでいうと恐らく J - L I S 側のほうに何かできて、そこと外部のインターネットでつながる、ここでいうとぴったりサービスとかそういったような連携が予想されるのではないかと思います。以上です。

○委員長（天羽良明君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

続いて、4. 報告事項、(1)令和3年税制改正についてを議題といたします。

この件に関して執行部の説明を求めます。

○税務課長（長瀬繁生君） 資料番号は4番になります。よろしく申し上げます。

令和3年度地方税法等の一部を改正する法律案のうち、市税に関する部分について概要を御説明させていただきます。

また、これらの改正内容につきましては、国会で地方税法等の関連法案が通った後に条例改正を行うものについて、内容によりまして3月31日付で専決処分させていただき6月議会に報告させていただくものと、6月議会に議案として上程をさせていただくものに分かれてまいります。これは例年どおりでございます。

今回は、簡単に説明のみをさせていただきます。

それでは、順に御説明をしていきます。

まず初めに、大きい1番、固定資産税等に関する項目でございます。

まず、土地に関する固定資産税の負担調整措置でございます。

令和3年度は3年に1度の評価替えの年となりまして、宅地等及び農地の負担調整措置について、土地の急激な課税の増加を緩和するために、現在も実施しております負担調整措置の仕組みを令和3年から令和5年まで3年間継続するものでございます。また、新型コロナ

ウイルス感染症の影響を踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地については、前年度、令和2年度の税額に据え置く特別な措置を講じます。これらにつきましては、都市計画税も同様となります。

なお、この適用は令和3年4月1日施行となります。

2つ目の丸につきましては、市税と関係ございませんので説明を省略いたします。

次に、2番の車体課税に関する項目でございます。

こちらのほうは、2枚目の別紙のほうも御参考いただきたいと思います。

1つ目の二重丸、環境性能割の税率区分の見直しでございます。

これは、別紙の上の表になります。軽減対象車の割合につきましては現行水準を維持し、現行の2020年度基準から新たに2030年度燃費基準の下で税率区分を見直します。また、クリーンディーゼル車につきましては、構造要件による非課税対象から除外して、2年間の激変緩和措置を講じております。

2つ目の二重丸、環境性能割の臨時的軽減措置の延長です。

環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減措置につきましては現在行われておりますけれども、令和3年3月31日までになっている適用期限を9か月間延長しまして、令和3年12月31日までを取得したものを対象とするものでございます。

なお、この措置による減収部分につきましては、全額国費で補填をされます。

次に、3つ目の二重丸、グリーン化特例の見直しでございます。これも別紙の下の表を参考にいただきたいと思います。

クリーンディーゼル車をグリーン化特例の対象外とする重点化及び基準の切替えを行った上で、2年間延長するものでございます。

次に、裏面を御覧ください。

3つ目の個人住民税でございます。住宅ローンの控除についてになります。

住宅ローン控除の控除期間を13年とする特例の適用期間を延長するなどの今回の所得税における措置の対象者についても、適用年の各年において所得税から控除し切れない額を、現行制度と同じ控除額の限度の範囲内で個人住民税から控除するものでございます。

なお、この措置による減収については、全額国費での補填となります。

延長の措置となりますので、施行は令和3年4月1日となります。

次に、4の納税環境整備でございます。

1つ目の二重丸、地方税共通納税システムの対象税目の拡大となります。

地方税共通システムの対象税目に、今までのものに固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割を追加し、e L T a xを通じた電子納付を可能とするものでございます。こちらは、令和5年度以降の課税分に適用となります。

2つ目の二重丸、個人住民税の特別徴収税額通知の電子化についてです。

特別徴収税額通知については、特別徴収義務者が求めた場合、市町村はe L T a x及び特別徴収義務者を經由して電子的に送付するようになります。これは、令和6年度以降の対応

となってまいります。

3つ目の二重丸、その他では、3つの点について御説明をさせていただきます。

まず最初に、軽自動車税関連の手続について、国の関連システムの更新に合わせてオンライン化を実施します。令和5年1月を予定しております。

2つ目は、地方税関連書類における押印義務の見直しでございます。

現在、国として行政事務全体の見直しを行っておりますが、国税同様、地方税関係書類のうち納税者等の押印を求めている個人住民税申告書、法人住民税申告書について、原則、押印を不要といたします。これらについては令和3年4月1日施行となります。

3つ目は、納税者等が地方税の納付を委託する制度の整備です。

国税の制度に準じ地方税等の歳入を納付しようとする者が、スマートフォンを使用した決済サービス等により納付をしようとする場合に、地方公共団体の長が指定する事業者へ納付を委託する制度を整備するものです。こちらのほうは令和4年1月4日からとなります。

説明は以上です。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（山田喜弘君） 固定資産税の減収分は、これは国費の投入等あるんですか。

○税務課長（長瀬繁生君） 固定資産税につきましては、国費での補填はございません。

○委員（山田喜弘君） そうすると、その金額というのは予想できますか。

○税務課長（長瀬繁生君） 今、数字的には分かりませんが、可児市においては今回の負担軽減措置における増額になる土地というのが、正直言いまして商業地といわれる広見の一部と、あと今渡の駅の付近だけになりますので、これによる税額の減収というのはあまり大きなものではないというふうに考えております。

○委員長（天羽良明君） ほかに質疑はございますか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

次に、報告事項(2)市税等のモバイル決済による納付手続の開始についてを議題といたします。

この件に関して執行部の説明を求めます。

○収納課長（後藤道広君） それでは、お手元に配付させていただきました委員会資料の5を御覧ください。

市税等のモバイル決済による納付手続の開始につきまして報告させていただきます。

この3月の「広報かに」でもお知らせしておりますが、可児市の税や料金につきまして、令和3年4月からスマートフォンなどのモバイル端末からの納付ができるようになります。

年々、スマートフォンの利用率が若年層から高齢者層まで幅広く高まる中で社会全体でキャッシュレス化が進む中、市税等の収納についても対応していく必要性に加えまして、この

4月1日以降の三菱UFJ銀行での窓口納付取扱いの変更やYahoo! 公金支払いサービスの令和3年度末をもっての終了を見据えまして、収納方法の代替としましてモバイル決済の導入の運びとなっています。

利用可能な決済アプリとしましては、LINE Pay、auPAY、PayPay、Pay Bの4つとなります。

対象となります市税・料金につきましては、市県民税の普通徴収分のほか、可児市のほとんどの税・料が対象となっています。

また、これに伴いまして学校給食費、介護保険料、後期高齢者医療保険料につきましても、新たにコンビニ納付が可能となりました。

なお、介護保険料につきましては6月、後期高齢者医療保険料につきましては7月の当初課税に合わせての導入予定です。

次に、利用方法としまして、4つのうちいずれか利用したいアプリをスマートフォン等にダウンロードしていただき、アプリのアカウント登録をしていただきます。あとは電子マネーをチャージしていただく等をした後、納付書に印字されておりますコンビニ収納用バーコードをスマートフォン等のカメラで読み取っていただくと、支払い内容が画面に表示されます。その内容を御確認いただき決済すると、即時に納付が完了するというものです。

利用者のメリットとしましては、24時間いつでもどこでも簡単に納付することができるということになります。なお、利用される方に手数料等の負担は発生しません。

説明は以上です。

○委員長（天羽良明君） それでは、質疑を行います。

質疑のある方は見えますでしょうか。

○委員（富田牧子君） 利用者の負担はないということですが、こういったものを利用する場合、市はどれぐらいこれを利用するのに払うわけですか。

○収納課長（後藤道広君） 今回のモバイル決済の導入に当たりましては、現在コンビニ収納を委託している事業者がモバイル決済にも対応しておりまして、コンビニ納付書のバーコードを使用したキャッシュレス収納が可能となっています。委託の内容としましてはコンビニ収納と全く同様の取扱いとなりますので、これに伴う新たな契約や初期費用等は発生しません。コンビニ収納につきましては毎月の単価契約となっております。月額の基本使用料5,000円、それから手数料が1件につき58円となっております。令和元年度の手数料の実績としましては、349万202円となっております。以上です。

○委員長（天羽良明君） ほかに質疑はございますか。

○副委員長（大平伸二君） コンビニ収納って一律ですかね。使用単価って58円か何か。

○収納課長（後藤道広君） 一律となっております。

○委員長（天羽良明君） ほかに質疑はございますか。

○委員（山田喜弘君） さっきの三菱UFJ銀行の件、もうちょっと説明してもらえないかね。

○収納課長（後藤道広君） 4月1日以降の三菱UFJ銀行での窓口納付の取扱いの変更につ

いてですけれども、これも3月の「広報かに」のほうに載せていただいておりますが、現在、市の指定金融機関との間におきましては、納付書での各銀行窓口払いにつきましては無料の取扱いになっていますが、昨年度、三菱UFJ銀行より税・公金の窓口での納付につきまして、1件当たり300円の負担の要望がありました。このため、市としましては令和3年4月1日以降、同銀行窓口での公金収納は行わないものとして覚書を交わしております。また、その旨、納税者の皆様に対しましても今年度の当初納付決定通知書等に記載するなどして周知してきているところです。以上です。

○委員（山田喜弘君） そうすると、学校給食費なんかもここから引き落としを希望しても駄目ということではよろしかったでしょうか。

○収納課長（後藤道広君） 学校給食費につきましてはどこの銀行からも口座振替ができるように、基本、口座振替の対応となっております。三菱UFJ銀行からもできます。

○総務部長（田上元一君） 三菱UFJ銀行との契約の変更で、いわゆる窓口払いについてはもう契約なしにしますよということなんですけど、口座振替については引き続き従前どおり行うということになっていますので、三菱UFJ銀行とは口座振替という形での、指定金融機関としてのお付き合いはそのままあるということになります。

○副委員長（大平伸二君） 給食費のお話が出ただけけれども、今まで給食費って郵便局で通帳を作って云々というあれがあったんだけど、このアプリになって大変改善されるのかな。これってどう思ってみえます。

○総務部長（田上元一君） これは教育福祉委員会のほうでも恐らく御説明あったかと思えますけれども、今年度から各学校でその収納事務を行うのではなくて学校給食センターにおいて一括でやるということになったというのが、まず一点大きな変更点であります。それに伴って、これまで各学校でコントロールしておったものを、市の市税や料金と同じ枠の中に入れてやりますよということになりますので、納付書の支払いもできます、それからコンビニもできます、口座振替もできます、それからこのモバイルもできますというふうになるということなので、市税と同じような扱いということで、市民の方にとってはいわゆる郵便局の口座をわざわざつくるということではなくて、今の通常のお持ちの銀行口座であるとか、あるいはモバイルであるとかコンビニが主流になるということで、そういう意味では利便性が上がっているのではないかなというふうに考えております。以上でございます。

○副委員長（大平伸二君） 選択肢が増えるということで利用しやすいという。便利になる。ありがとうございました。

○委員長（天羽良明君） ほかにございますか。

○委員（奥村新五君） ちょっとお聞きしたいんですけど、1件当たり58円というのは、これは期間とかいうものはありますか、契約期間とか。変動するもんですか。これずっと固定で何年も何年もいくものですか。

○収納課長（後藤道広君） コンビニ収納代行委託につきましては2年間の契約となっております、2年間の中で単価契約を決めております。

○委員長（天羽良明君） ほかに質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

続きまして、報告事項(3)可児市国土強靱化地域計画のパブリックコメントの結果についてを議題といたします。

この件に関して執行部の説明を求めます。

○防災安全課長（中井克裕君） 資料は6番になります。

資料のとおり、可児市国土強靱化地域計画（案）のパブリックコメントを1月12日から2月1日の期間で行った結果、意見は提出されませんでした。よって、委員会への報告後、原案のまま公表いたします。

議員の皆様には印刷したものを配付、そして、市のホームページに掲載いたします。以上です。

○委員長（天羽良明君） この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了します。

続きまして、報告事項(4)プレミアムKマネー事業についてを議題といたします。

この件に関して執行部の説明を求めます。

○産業振興課長（河地直樹君） よろしく願いいたします。

資料7のほうをお願いいたします。A4・1枚の資料を出させていただいています。お願いします。

Kマネー事業のほうは販売をやってきていますけれども、それについて説明をさせていただきます。

1番、まず、市民及び在勤・在学者への販売実績としまして、こちらのほうは7月に販売をしております。申込みは郵便はがき及びウェブでの予約申込みを受け付けております。販売のほうは地区センター7か所をはじめ、福祉センターや金融機関等で販売を行っております。こちらのほうで購入者数につきましては2万7,728人と、販売額としましては13億2,071万円ということになっております。

それから、次に市民向けの販売を12月に実施しております。こちらのほうの予約の販売方法としましては、郵便の往復はがきで実施しております。応募多数により抽せんという形になっております。販売会場のほうは、文化創造センター アーラと福祉センターとあと産業振興課のほうで販売しております。販売実績としましては、購入者数が3,634人、販売額は1億7,359万円ということになっております。

こちらの7月と12月の販売によりまして合計が、購入者数が3万1,362人、それから販売額につきましては14億9,430万円となっております。最後、額面につきましては、18億円に対しては17億9,316万円ということになっております。

あと、購入者のアンケートを実施しております。その結果について概略を御説明させてい

たきます。

12月3日の販売時にアンケートの協力依頼をしまして、1,342人から回収しております。

まず最初に、情報の入手方法ですね、こちらです。7月につきましては新聞折り込みチラシ、こちらのほうはちょっと時間的な関係で「広報かに」ではなくて折り込みチラシを入れていますので、まずこちらが一番多かったという結果になっております。2番目に口コミ、3番目がホームページという結果になっております。12月の販売につきましては、「広報かに」に掲載しておりますので51.1%の方、半分以上の方が「広報かに」から情報収集したと。2番目が口コミで19.5%で、3番目が新聞記事という結果になっております。

こちらのほうで傾向としましては、7月の新聞折り込みチラシですけれども、こちらのほうは年代が上がれば、60歳以上が新聞折り込みチラシを見て知ったということです。ほかの年代では、やっぱり口コミとなっておりますけれども、こちらのほうはやっぱり口コミと、あとSNSも口コミの中に含まれているのではないかというふうに認識しております。12月の「広報かに」についても40歳以上、年齢が高い方について「広報かに」で情報収集しているという状況になっております。

次に、1人当たりの購入額です。こちらのほうはもう歴然としていまして、7月、12月とも90%以上の方が5万円購入していただいております。

次に、購入理由です。一番高かったのが89%、9割近くの方がお得感があるということで購入していただいております。それから、半分以上の方が自分の買いたい店があったということで51.2%になっております。あと4分の1の方は地域の事業者を応援したいということで、4分の1の方もKマネーを購入していただいているような状況です。あと生活資金を増やしたいという方も21%ほどいらっしゃいました。

それから使用動向としましては、何をKマネーで買われたかということです。一番高かったのは、家電や家具と大物を買われた方が41%、それから日用品、生活雑貨が14.3%と、あとは飲食が8.4%という結果になっております。

それから、次の波及効果です。こちらのほうは、Kマネーを購入契機に新たに喚起された消費額を推計してみました。こちらの出し方としましては、Kマネーのアンケートの中で、ふだんのいつも買っている買物に加えてこれまで欲しかった商品を購入について、Kマネーの一部を使ったとか、Kマネー全部をこれまで欲しかったものに使ったとかという方の割合と、それから、それらの人が使ったKマネーの額と現金使用額の割合から推計をしております。新たな消費額として、4億3,139万1,000円となっております。こちらのほうは、Kマネーで新たな消費をしたというのが、内訳としましては3億685万円。それから、現金も使ったよという方につきましては、1億2,454万1,000円ということ推計しております。これらを合計しまして18億円プラス現金も1億2,454万1,000円追加で消費されたということで、協力店にもたらされる消費額の推計総額としましては、19億2,454万1,000円ということで推計しております。

それから、3番です。有効活用策です。こちらのほうは、新型コロナウイルス感染防止対

策事業者支援金として実施しております。G o T o イートキャンペーンの開始に備えまして飛沫感染防止等の感染症予防対策に積極的に取り組む飲食店を支援ということで、1店舗当たりプレミアムKマネーを3冊支給しております。こちらのほうは10月から12月に実施しまして、支給実績としましては190件ございました。190件に対して684万円のKマネーを使用しております。

先ほど、1番に購入者数の総計と販売額の総計を申し上げましたけれども、販売額14億9,430万円は15億円に対してこの額になっておりますけれども、570万円につきましては3番のこちらの飲食店支援のほうに回っているということです。それから、17億9,316万円につきましては684万円、こちらのほうが飲食店支援事業のほうとなっておりますので、こちらそれぞれ合わせますとKマネーは15億円使用して、額面としては18億円出回っているということになります。

説明のほうは以上でございます。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

質疑はございますか。

○委員（富田牧子君） すみません。直接のKマネーの話ではないんですけど、このG o T o イートキャンペーンで飛沫感染防止等の感染予防対策に積極的に取り組む飲食店というふうにあったんですけど、テレビで見ていると、つい立てがないとか結構飲食店であって、今言われているのは、やっぱり飛沫で感染するんできちっとパーティションで区切るとかいろいろそういうことが必要だと盛んに言われているんですけど、こちら辺の感染予防対策に積極的に取り組む飲食店というのは、どの程度やっていますか。

○産業振興課長（河地直樹君） こちらのほうは、まず岐阜県のステッカーですね。岐阜県で飲食店に対して、申請に対して積極的に取り組むところに対して交付されている岐阜県のミナモステッカー、まずそれを持っているところということと、あと交付の要件としましては、衛生管理としまして手指の消毒とかトイレのペーパータオルを設置していること、それから密集を避けるということで精算を電子決済にするとか、あと並ぶときに離隔を取るように表示をしてくださいということです。あともう一点、飛沫感染防止としましては、先ほど出ましたパネルの設置、またはあと換気扇の改修とか空気清浄機の購入とかそういうことをやってくださいということを要件に、支給をしている状況です。

○委員（富田牧子君） ちゃんとやれていましたか。そこが問題だと思うんですね。私もこういうふうに応援するというは何も反対するわけじゃないんですけど、これは28日で終わっておるけど、今、政府のほうで言われておるのは、政府のほうというよりは政府分科会の尾身さんが言っておるんやけどね。本当にきちっと、もうやっぱり食事をする場ではパーティションで区切るというふうには、対面で唾が飛ばないようにというそこを気をつけないと、今第4波も来るとか変異株がどうだという話も出てきているもんですから、これでコロナが終わるわけじゃないもんで、今後の感染防止のために特に、やっぱり大変ですけど飲食店は気をつけてもらわないとコロナが終わるといふことにはならないような気がしますので、や

っぱり緩く対策じゃなくてももうきつく対策をして、そういうところに今後また支援をするのであれば、それは要件に加えていただいで支援をしていただけたらというふうに思います。

○観光経済部長（高井美樹君） ここに書いてありますように、10月から始まるG o T o イートキャンペーンですね。この前後から既に岐阜大学の先生が岐阜県の会議なんかで、今回のコロナは飛沫感染をいかに防ぐことが大切かということ、大分講演とか説明をされているのを私も新聞報道で読みました。そんなことで、このG o T o イートが始まったときに、少しでもまず飲食店の皆さんが、自分たちのサービスというのがもしかすると感染拡大の一つの要因になるかもしれないということをまず皆さんに強く感じていただきたいという必要性を感じて、これをやろうということに決めたのが一端でございます。

当然、お店によってはこのものを使って、ちょうど市内で大量的にパーティションを出せる事業者さんも出てきたので、商工会議所さん経由なんかで随分御購入して取り入れていただいている事業者さんはいっぱいあります。あとは当然、その都度、商工会議所さんとか観光協会のネットワークを使って、パーティションを使おうとか席数を減らそうとかそういったことは随分やってきました。そういった意味では、可児市内の飲食店の中で多少接待を伴うお店では残念なクラスターが出ています。ここはミナモマークも取っていないし、県が求めたマニュアルも出していなかったというようなこともありましたけれども、そういった意味では、一般の飲食店のところではその辺のところの意識を持って取り組んでいただけるようになっていて、あとは年末から年始に市からのメッセージにありますけど、やっぱり、例えば今回でも会食は年度末には徹底回避しましょうとかそういった話が出ていますけど、やっぱり今度は食べに行くお客様方の意識というのを高めていく必要があるというようなことで取り組んでいるということになっています。以上です。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

ほかに質疑はございますか。

○委員（山田喜弘君） これ改めてですけど、この販売額、2回目の販売が最終5.6倍になっているのに570万円、額面684万円抜いて売ったとしか思えんですけど、どうですかね。

○産業振興課長（河地直樹君） 1回目の販売のほう、1回目の販売をさせていただきまして、15億円で18億円の予算をつけさせていただきまして1回目の販売をさせていただいて、これで一旦事業は終わったということで、まずそこで一旦立ち止まって考えた。そこで、Kマネーがありますので、そこでKマネーをどういうふうに使ったらいいかという状況の中で、先ほど飛沫防止をする飲食店を支えることに対してKマネーを使っていこうということで、この支援事業を実施させていただきました。それは予算上も新型コロナウイルス感染症対策事業のほうで執行するというようになっておまして、一方で市民向け販売を12月にも併せて実施をさせていただいたということでございます。以上です。

○委員長（天羽良明君） ほかに質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了します。

続きまして、報告事項、(5)動画による企業フェアについてを議題といたします。

この件に関して執行部の説明を求めます。

○産業振興課長（河地直樹君） それでは、お手元にはペーパーではなくてこういう黄色の表紙のチラシが行っていると思います。動画で見て知る企業フェアですね。こちらのほうですけども、企業フェアにつきましては、例年、場所を設定しまして、ブースを設けて各企業さんにそこに来ていただいて、高校生もそこに来ていただいて、面談方式で企業のよさを知っていただくというフェアを実施しておりましたが、令和2年度はコロナの関係でその開催は難しいだろうということで、その代替としまして各企業さんに動画を作っていただいて、それを高校生や保護者に見ていただいて、市内の企業の魅力を知っていただくということを行っております。

パンフレットのほうを開いていただきますと会社が出てきますけれども、会社のほう、こちらは24社あります。市内の昨年その企業フェアに参加していただいた会社等に声をかけさせていただきまして、参加していただいたのが24社ということでございます。

こちらのほうをそれぞれ動画を作っていただきまして、あと動画の作成のノウハウがないとか不安だという事業者さんに対しては、動画を作るためのポイントを紹介するセミナー等も開いております。こちらのほうに動画を出していただいて、おおむね5分以内に編集をして、あとテロップ等統一のものを入れて編集をさせていただきました。それを市のユーチューブチャンネルのほうに入れまして、好きなときに好きな場所で高校生や保護者の方が見ていただいて、市内の企業の魅力を知っていただくことを実施しております。

実際に、2つほどピックアップしたものがありますので、まずそれを見ていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

〔動画上映〕

ありがとうございました。

今2本見ていただいたんですけども、こういう動画が24本ございます。各社それぞれストーリーをつくっているものもありますし、今回2本は、先のものは結構洗練された構成になっておりますし、後のものについては一生懸命手作り感が出たものかなあというふうに思っておりますので、それぞれの会社の方針とか色が出ていますので、お時間があるときに見ていただければと思います。

なお、お手元の企業フェアのチラシにつきましては、近隣の高校等に6校配付する予定です。2年生を対象に見ていただいて、これからの就職活動に使っていただければというふうに思っております。

動画については以上ですけども、あともう一つ、お手元に白地にブルーと赤の表紙の「WORK AND LIFE」というものですね。これは、わくわくWorkプロジェクトで毎年登録企業、協定企業を認定しておりますけれども、こちらは令和2年度版ということで今年度作成したものでございます。昨年協定を結んだ企業と登録した企業を加えたものを作成したものでございます。なお、今年度の令和2年度の登録企業につきましては、3社新たに登録し

ております。一方で、協定企業につきましては会社を訪問して選出するところなんですけれども、コロナの関係で訪問等が実際できておりませんので、協定については今年度見送るという状況になっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

質疑のある方はございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようですので、この件に関しては終了したいと思います。

ここで、休憩とします。観光経済部長、総務課長、収納課長、防災安全課長、産業振興課長は御退出いただいて結構です。

休憩 午後 2 時31分

再開 午後 2 時55分

○委員長（天羽良明君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

5. 協議事項、(1)議会報告会についてを議題といたします。

先日、広聴部会のほうを開かせていただきまして、そこでの決定事項というか方向づけが出ましたので、皆さんのほうに資料8という形で報告会の開催要領（案）という形で、令和3年度に向けて御報告させていただきたいと思っております。

実施方法に関しましては、今までやってきた議会報告会を少し変えまして常任委員会ごとの開催をしてはどうかということ、案を去年からずっと検討しておったんですが、開催がコロナの関係でなかなか難しかったわけで、それで11月のような形を取ってオンライン会議というような形も並行しながら議会報告会をさせていただいたんですが、今度もしこの今のメンバーで、総務企画委員会としてはこの常任委員会ごとの議会報告会というような形でできないかなというふうに考えております。このことに関しましては、一応、今後一つの方角ということで、常任委員会でやっていくという方向だけ今決まっておる状況で、あとは参考にどんなところとテーマを持ったらいいかというようなことも、これも一つの案という形で説明させていただきます。

テーマは防災について（自助、共助について）をテーマとして取り上げたらどうかということでございます。相手は、我々7人ですので相手も7人とか8人とかそういうようなメンバーであれば、もしかしたらその開催がしやすいんじゃないか。例えば、場所も広々とコロナ対策をしながらやっていければと思います。お相手のほうは、ここには自治連合会と書いてあります。これは11月にやっている関係もありますのでまた皆さんから御意見を頂戴したいと思います。自治連合会や消防団、消防団員、あとは自主防災組織等ということで参加者、相手、こんなようなことを考えております。

進め方といたしましては、常任委員会の形式で前回、我々は観光部門、木曾川左岸遊歩道友の会の皆さんとか可児市山城連絡協議会の皆さんと、あとは明智荘をみつめる会の皆さん

とやっておりますので、ああいうような形で意見を交換させていただいて、現状、また課題などを把握しながら、意見交換しながらまたまとめていきたいなというふうに思っております。

今回、我々は11月にやった議会報告会が自治連の相手だったんですけれども、そのときに1つ課題としてこの委員会で取り上げておりましたもの、スキームにもあったわけですが、避難所の関係、自主避難所の関係とか、あとはそういう避難の在り方をテーマとしていただいておりますし、また消防団の欠員状況のことについても課題として、委員会として取り上げておりますので、今回そのような意見が自治連絡協議会との会合のときにも出ましたので、今回、消防団員の役員さんや自主防災組織の方々と8月ぐらいまでにやったらどうかというふうに思っております。

防災安全課長のほうにもちらっと聞いたんですが、もし消防団員という形でありますと、お仕事をされている方がある関係で、また団長の方の、団長には出ていただくという形をもし取るとすると何曜日がいいかとかというのは決まってきますし、もしかしたら夜のほうがいいかもしれないというアドバイスをいただいておりますし、あと自主防災組織という形になりますと、これはそれぞれ地域にいろんなところにありますので1か所集中でやるのか、または各団体から代表者1人とか2人とかそういった形で声をかけさせていただいて、来ていただける方を7人ぐらいセットするとかそういうちょっと大変な御苦勞もあるかも分かりませんが、皆さんのそれぞれの地域の自主防災組織の代表の方に声をかけて1人ずつ何とか参加していただくとか、それなりに我々も動いたほうがいい部分もあるかも分かりません。

というようなことで、相手先なんかをこういうふうに案を持たせていただいております。

開催は、先ほどお話ししたように、今このメンバーでやるとすると8月までにという形で、コロナの状況なども見ながら開催をする必要があるかと思えます。また、場所に関しましては、前回、人数が多かったわけですが、こちら、全員協議会室を利用して行いましたので、また相手が7人とか8人とかであればここでやったらいいんじゃないかなというふうに思っています。

以上が概要、我々の委員会としての方向でございますけれども、皆さんからいろいろ御意見いただいて、広聴部会のほうにまた持っていききたいなというふうに思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

御意見のある方がもしありましたら。

○委員（山田喜弘君） 8月の交代までを見据えると、次、定例会が6月ですし、やれるとなると5月か7月かということになるんだけど、とにかく早めにやるなら段取りをしていただきたいと思うんですけど、何月に決めてやるという。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

○副委員長（大平伸二君） 僕の立場からそう言っているのか分からんけど、ちょっと。

前回、観光関連の方々に声をかけて意見交換会をやったんですけど、その後コロナも大変状況が厳しくなって、お声をかけた方々が地元の事業、行事等々全部4月、5月頃まで中止

している中で、議会が声をかけたら集まってやらなんのかという物すごく単純な疑問を投げかけられまして、本当にこの状況で、議会報告会をやるという姿勢は分かるんだけども皆が自粛しておる中で、議会というのはそこは許されるのかという問合せがありまして、ちょっと僕らも反省しないかんのか時期を見ないかんのかということはありませんんで、実際これを開催するには、先ほど山田委員が言われたように、この委員会で開催しようと思うと、もう5月頃しかないのかな。6月……、7月になるとあれだね。そうすると、地元のというか地域ごとではもう全て5月の行事、夏の行事まで中止という形で自粛してみえるんですけども、その中で判断ですが、議会はやり方を含めてリモートなり何かあるんだらうと思うんだけど、そういう開催方法を考えながら進めるのか、今までどおりの集まっていたいでやっていくのかというのはちょっと広聴部会のほうで一度、そういう声もありましたということで発言していただければと思います。以上です。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

○委員（富田牧子君） 結局、何を話すかですよ。この前は、本当に来ていただいて活動している団体の方々からやっぱりいろんなお話を聞けて、あれは議会報告会ではないけど、意見交換の中ですごく参考になりましたし、よかったと思いますけど、漠然と防災でとか集める人は消防団の人で何とかそれに関連している人でと言うけれど、一体何をみんなで協議するのか、話しするのか。報告会というよりは、この間も意見交換会みたいな感じで書きましたよね。議会報告会もね。皆さんからいろいろお聞きしてやっていくということをやると、一体防災で何をというそこがやっぱりないことには、さあ集まってくださいよと、実際に行事もないのに何で集まるんやという話ももちろんあると思うし、そこを招かれた人も大変困るんじゃないかと私は思うんですよ。それで4月になったらみんな替わるし、いろいろ役員が。まだ落ち着かないし5月もあれだし。そうした中で皆さん、何かの代表だと、やっぱりそんな個人の意見ではなかなか言えないし、一応それを代表してくるとなれば、それなりのまた元のところで話があってそれでその意見を持ってくるというふうじゃないと、やっぱり実のある会議にはならないと思うんですね。ただ開ければいいということはないと思うんで、もうちょっとよく練って、それで各委員会でやってくださいと投げるようなことじゃなくて、もう少し協議会の全体の中でももうちょっと話を深めてもらえないかなと思うんですね。

この議会報告会並びに意見交換会については。高齢者の話ならは福祉でとかそういうふうではなくて、今可児市のこの政策の中でこの部分のこういうことがやっぱり不十分だし、もっと皆さんから意見を聞かなきゃいけないから話しましょうとかいうふうならいいですけど、もうちょっと深めてからどの人たちに来ていただくというふうにしたほうがいいんじゃないかなと。ずうっと今までやってきたことを反省してそう思います。

○委員長（天羽良明君） 分かりました。

ほかに御意見ございますか。

○委員（亀谷 光君） 当然、議員ですから我々が市民の皆さんに聞くのではなくて、自分たちがやっぱり引っ張っていかないかんという、来る人は恐らくそういう気持ちで参加されて、

この前も自治会長さんが見えたんだけどね、やっぱりそういう思いでした。現場で、交通事故じゃないけどああいうところでぱっと立ってする議論より、我々が一生懸命提案をするんだという気持ちでかからないとなかなかつながらんと。ですから、今山田委員がおっしゃったように、日程的なことは、僕はあんまり8月までじゃなくて、中身をきっちり議論してからテーマを上げて、これは全体でやるわけですけども、委員会別ではいいかと思うんだけど、その課題をちょっと見つけるのが先じゃないかなと思うんですわ。それぞれ議員さん、こういうことはということはあるかと思うんだけど、その打合せをまずしてテーマをつくるのが先で、やる日程は、今が時期だけに副委員長が言われたようにいろいろ外へ話を出すと、時期が、今3か月前ならやるぞと言わなきゃいけないもんですから、今の時期に告知することはちょっとまずいんでないかと。まだ完全じゃないんですね。コロナウイルスの変異株が出ている状態だから、特に我々は議員ですので、よほど気をつけてものを言わないと難しいかなと思うんです。だから、その間にテーマをきちっと決め込んで、我々委員会だけじゃないですからね。そういうことならそれを、宝探しを我々の委員会でそれぞれ持ち帰って、そんなことも思うんです。決して、私は慌てるべきではないかなと思うんです。今が今だけに。そんなことを思います。以上です。

○委員長（天羽良明君） ほかに御意見はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、今皆さんから御意見をいただきましたので、方向性的には常任委員会でやっていくというような形の方向は、皆さんも今もしかして了承いただいたというような形を取れば一番いいわけですが、テーマや時期に関して、もう一回この委員会から意見があったということを広聴部会のほうでまたお話ができればというふうに思いますので、またその先には相手先なんかもまた皆さんと一緒に相談しながら、当委員会として報告会の相手を決めたいというふうに思いますのでよろしくお願いします。

〔発言する者あり〕

すみません。先ほど今、ちょっとまとめたような形だったんですけど、実は、この委員会で常任委員会ごとの報告会と、あとはテーマは今防災じゃなくてもいいというような形で、ある程度今回この委員会の中で、今日もしあれば拾えればなというところまで決めたいというのが本当だったみたいなので、ぜひそういうふうに。広聴部会のほうでそういうふうに決まっておりますので、もしテーマがあれば。もうちょっと事前に皆さんに話をしておけばよかったわけですが、テーマがあれば。

○委員（亀谷 光君） テーマですけどね、やっぱり消防団というかそういったことをもう少し議論をきちっとすべきかなと。団員さん、これからは災害がいつ起きるか分からないし、ああいう防災の関係であったら特に消防団、消防の団長さん以下、あの人たちとちょっとゆっくり話を聞きたい、したいと、私はそんな気がします。以上です。

○副委員長（大平伸二君） まず、開催方法ですね。常任委員会ごとでやるか、やらないか。これはやり方の方法で、今までやっていたような議会報告会じゃない新しいスタイルとして、

コロナ禍のこともあり、常任委員会でやれないかと。これは私はいいと思いますし、取り組んでも面白いと思っていますんでいいと思うんですが、今言われるようにテーマについて、消防のことを取り上げるという。スキームでもありましたように、防災訓練については消防団のことに關すると、ちょっとこの委員会の中でしっかり何でか消防団、今問題に、課題になってきているんだということをしかり委員の中で共通認識を持ちながら、課題を抽出してからテーマをつかって相手方とやるべきですんで、やっぱりその辺のことも含めると1つの防災、消防団と決めると日程的に厳しいのかなというのは思っていますけど。

今、目標を消防なり防災とするんだったら、ちょっと我々も委員会の中で本当に勉強会をしながらテーマを抽出しないと間に合わないだろうと思います。以上です。

○委員長（天羽良明君） そうしますと、今このテーマの案としましては一応、防災についてということなんですが、防災というものについてもうちょっと話合いが具体的にできるように、防災についてというところのテーマを、何か違うことをもうちょっと広げたような形で決めればいかなの。

〔発言する者あり〕

じゃあちょっと、暫時休憩します。

休憩 午後3時14分

再開 午後3時16分

○委員長（天羽良明君） では、休憩を解きます。

それでは、今副委員長にちょっとまとめていただきましたので、あれですけど、防災についてというところを消防団の課題についてというような形で、一つ私は今、副委員長の話を聞いていて思ったんですが、消防団のことについては我々の所管でございますのでそこにスポットを当てながら、消防団の欠員という課題からまた避難所のことについても消防団員の方に御協力いただかないか部分もあるかと思っておりますので、消防団員の課題についてという形をテーマとさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

ありがとうございます。テーマのほうはそのようなテーマにさせていただきます。

ということで、自動的にあとは消防団員の役員と行うか自主防災組織の方と行うかというところなんですが、どうですか。

〔「消防団」の声あり〕

消防団ですね。自動的に消防団という形で。では、消防団の方々とやりたいというふうに思います。

また、その相手を7人ぐらいで組めるように、それによっては開催時間が、働いてみえる方が多いので昼間にできれば昼間ですし、また夜というような形でまた時間帯も自動的に決まってくるので、今回我々としては消防団員の方々と、役員だと思っておりますが、やりたいというふうに思います。

○副委員長（大平伸二君） 消防団対象ということになると、消防団本部役員とそれから部長職回りになると15分団あってそれだけでも15人で、本部役員を入れると20人を超しちゃうやんね。ちょっと事務局、そうだよな。そこら辺をターゲットとしてということにしますか。今7人ぐらいというあれだったけど。

○委員長（天羽良明君） 人数的には、そうですね。僕としては7人か8人ぐらいだったら、もしコロナ禍でもと思ったんですけど。防災安全課長にもそういう7人ぐらいだったらどうだろうとってお話をお伺いしましたら、ちょっと団長とあと来られる方というような形と、そこに団員の方も混ぜてはどうですかというような話もありましたけれども、7人の取り方を……。

○委員（亀谷 光君） やっぱり、相談する前に団長さんに相談をして、こういう課題だから何人出ると、何人が理想だと決められたらどうですか。人数を限定するんじゃなくて。委員長がおっしゃるように七、八人だと我々も一緒だからというのではなくて、その辺は消防団のほうで、会場の件もあるし、私は、人数は多ければ多いほうがいいと思うんですよ。これは議論を言うだけじゃなくてヒアリングすると、聞いている立場でおる参加者もいると思うんですよ。私もある団長さん、副団長さん、OBの人とも会うんだけどね、やっぱり消防の意識が非常に、行政も市民もなかなか低いということをおっしゃる。じゃあ、議員頑張っておらないかんがねということもよく言われる。そういう意味で、やっぱり風通しをよくするために、情報交換するならば多ければ多くてもいいと思うんですよ。だから、議場でやってもいいし。我々の担当のところだけね。その辺は消防団の団長さんと相談をして決めるかなと。これは私の意見です。以上です。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

そうしましたら、人数に関しては流動的に、1回相談しながらとかそういった決め方でやっていきたいというふうに思います。

それでは、議会報告会については以上のような形にまとめていきたいというふうに思います。

本日は、委員会のほうお疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 午後3時20分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年3月12日

可児市総務企画委員会委員長